

雇用対策基本問題部会(第104回)	資料2
令和6年2月26日	

港湾雇用安定等計画（案）概要について

港湾労働法第三条第一項の規定に基づき港湾雇用安定等計画
を定める件（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室

1. 制定の趣旨

- 港湾雇用安定等計画（以下「計画」という。）は、港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾における港湾労働者に係る労働力の需給の調整並びに雇用の改善並びに能力開発及び向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものとして厚生労働大臣が策定し、同条第 4 項に基づき公表するもの。
- 本計画は、計画の期間を 5 年（現行計画：平成 31 年度から平成 35 年度まで）としており、今年度が最終年度となるため、令和 6 年度からの新たな計画を定める。

2. 告示案の概要

- 計画に記載すべき事項として、法第 3 条第 2 項各号に次の事項が定められている。
 - ① 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
 - ② 労働力の需給の調整の目標に関する事項
 - ③ 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
 - ④ 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項
- これらの事項について、現行計画の内容を基本に、港湾運送業界における技能労働者の不足が顕在化しつつある状況を踏まえ、若年者・女性・高齢者等の幅広い人材の活躍促進を図る取組及び高度な技能労働者の確保・育成の必要性を規定する。
- 計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年とする。

3. 根拠条項

- 法第 3 条第 1 項

4. 適用期日等

- 告示日：令和 6 年 3 月 29 日（予定）
- 適用期日：告示日

新たな港湾雇用安定等計画の策定について①

1 港湾労働法（昭和63年法律第40号）

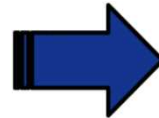
- 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（港湾運送の波動性）を有し、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にあり、日雇労働者の就労に際して第三者の不当な介入等の懸念等があることから、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的として制定。
- 適用対象港湾は、港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）別表の上欄に掲げる港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾。以下「6大港」という。）。

2 港湾雇用安定等計画

- 港湾労働法第3条に基づき、6大港における港湾労働者に係る労働力の需給の調整、雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すもので、5年ごとに策定。

3 計画の期間

〈現行計画〉 令和元年度から令和5年度まで



〈新計画〉 令和6年度から令和10年度まで

4 新計画の策定ポイント

- 前回計画策定時からの状況変化を踏まえ、以下の項目について記載内容等を検討した。
 - ◆ 港湾労働者不足への対応
 - ◆ 港湾荷役作業の革新等に対応した教育訓練の支援
 - ◆ 港湾労働における安全対策
 - ◆ 港湾労働者の雇用の改善

新たな港湾雇用安定等計画の策定について②

5 港湾雇用安定等計画の変更ポイント

- ◆ 1 計画の基本的考え方
 - (2) 計画の背景と課題
 - 今後の港湾労働対策の課題【「新旧対照表」P 3】
 - 港湾運送業界における技能労働者の不足が顕在化しつつある状況を踏まえ、若年者・女性・高齢者等の幅広い人材の活躍促進を図る取組及び高度な技能労働者の確保・育成の必要性について記載
- ◆ 4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
 - (1) 雇用の改善を促進するための方策【「新旧対照表」P 8～9】
 - イ 国が講ずる措置
 - 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置
 - ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置
 - 技能労働者の不足に対応するため、国・港湾労働者雇用安定センター・事業主及び事業主団体それぞれの役割に応じて、若年者等の港湾運送業界への理解・入職の促進を図るための取組について記載
 - ◆ 4 (1) 雇用の改善を促進するための方策
 - ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置【「新旧対照表」P 9】
 - 幅広い人材の活躍促進の観点も踏まえ、労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの推進について記載
 - 人材確保・育成等の観点も踏まえ、港湾労働者の安全対策等について記載
 - ◆ 4 (2) 能力の開発及び向上を促進するための方策
 - 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置【「新旧対照表」P 10】
 - 港湾労働者に求められる技能の多様化・高度化に対応した教育訓練内容の充実・強化について記載